



2つの景観訴訟における2つの景観利益：国立市マンション訴訟と鞆の浦世界遺産訴訟（特集 まちづくり紛争の現在）

角松，生史

(Citation)

都市住宅学, 91:23-28

(Issue Date)

2015-10

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

©都市住宅学会.

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003983>



2つの景観訴訟における2つの景観利益 —国立市マンション訴訟と鞆の浦世界遺産訴訟

神戸大学大学院法学研究科教授
角松 生史

1. 2つの景観訴訟

本稿は、企画者からの求めに応じ、「都市住宅学」誌でも何回か取り上げられてきた国立市マンション訴訟と鞆の浦世界遺産訴訟について、両訴訟の概要と、それらにおける「景観利益」概念の意義と機能について検討するものである。筆者が既に発表した論考と重複する部分¹が多いこと、紙幅の関係で関係文献の引用は最小限にとどめていることを予めお詫びしたい。

1.1 国立市マンション訴訟²

1999年、不動産会社M社は、国立市まちづくりのシンボリック存在の「大学通り」沿いに高さ約44mのマンションの建築を計画した。当該敷地は第2種中高層住居専用地域に位置し、都市計画法・建築基準法上はこの高さのマンション建設も許容されていた。しかし近隣住民や近隣の学校法人T学園などは、周辺の建築物や、大学通り沿いに高さ約20mで立ち並ぶ銀杏・桜並木と同マンションの高さが調和せず景観を損なうと考え、反対運動を展開した。国立市は、強制力を有さない景観条例に依拠して行政指導を行ったが、最終的に決裂する。そこで市は、住民の要請に応じて、当該敷地周辺の建築物の高さを20mに制限するなどの内容の地区計画を策定し、建築条例も改正した。

不動産会社M社は東京都の建築主事から建築確認を取得し、改正建築条例の施行日（2000年2月1日）時点で、既に根切り工事・山留め工事を開始していた。この時点において「現に建築…工事中」（建築基準法3

条2項）にあたることすれば、既存不適格となり、新建築条例の内容が本件マンションに適用されることはない。東京都は施行日時時点で既に「建築工事中」だったという立場をとるのに対して、国立市・近隣住民等は、未だ「建築工事中」ではなかったとして、本件マンションは違法建築物にあたると主張した。

そこで周辺住民・T学園は、本件マンションを巡って2種類の訴訟を提起した。

（A事件）民事差止訴訟

M社を被告として、本件マンションの高さ20mを超える部分の建築禁止および（完成後は）撤去を求める訴訟。

（B事件）行政訴訟

東京都多摩西部建築指導事務所長等を被告として³、高さ20mを超える部分の建築禁止命令あるいは除却命令（建築基準法9条）の義務づけ等を請求する訴訟^{4,5}。

【表1：国立マンション訴訟裁判例】

		争点① (条例の適法性)	争点② (既存不適格)	争点③ (差止・撤去 / 是正命令)
A事件 (民事差止訴訟)	A-1 決定 (東京地八王子支決 2000.6.6)	-	×	×
	A-2 決定 (東京高決 2000.12.22)	○	○	×
	A-3 判決 (東京地判 2002.12.18)	○	×	○
	A-4 判決 (東京高判 2004.10.27)	-	×	×
	A-5 判決 (最判 2006.3.30)	-	-	×
B事件 (法定外抗告訴訟)	B-1 判決 (東京地判 2001.12.4)	-	○	○
	B-2 判決 (東京高判 2002.6.7)	-	×	×
	B-3 決定 (最決 2005.6.23)	(実質判断なし)		

争点①：地区計画・建築条例自体の適法性

争点②：本件マンションに建築基準法3条2項（既存不適格）が適用されるか

争点③：20mを超える部分の建築差止・撤去、あるいは特定行政庁のその旨の是正命令の要否

「○」= 地域住民ないし国立市の主張を認める 「×」= M社ないし特定行政庁側の主張を認める

「-」= 当該争点について特に判断していない

「現に建築…工事中」（建築基準法3

B事件においては、上記の「現に建築…工事中」該当性、すなわち既存不適格問題が中心的な争点であるが、A事件において問題になるのは、原告が日照利益・景観利益について受忍限度を超えた侵害を受けたかということであり、既存不適格問題は、差止めの可否についての判断の一要素にとどまる。これら訴訟の第一審判決(A-3判決、B-1判決)はいずれも請求を認容して社会的にも大きな注目を浴びたが、最終的にはすべての訴訟が原告側の敗訴で確定する。しかし、それら1審判決の中で登場した「景観利益」概念が学問的・社会的議論を活発化させた。また、A-5判決が「景観利益」の不法行為法上の要保護性を認めたことの影響は小さくなかった。

1. 2 鞆の浦世界遺産訴訟⁶

広島県福山市の港町鞆の浦は、古来より景勝地として著名であり、雁木、常夜灯、船番所、焚場⁷、波止という近世港湾施設群の5つの要素を全て残している日本国内唯一の港であるとされる他、多数の歴史的文化財も有している。

広島県及び福山市は、交通渋滞の解消と駐車場などの用地の創出を目的として架橋埋立事業を計画し、2007年5月、広島県知事に対して、公有水面埋立法（以下「公水法」）に基づく埋立免許を出願した⁸。同事業の構想には長い歴史があるが、鞆地区の多数の住民が賛成する一方で、根強い反対運動も存在した。埋立てによって、焚場の少なくとも20%が失われることに加えて、架橋により視界が遮られ、鞆港の景観が大きく様変わりするからである。なお、架橋・埋立反対派は、代替案として、山側トンネル案を提唱していた。

免許の出願が確実にされた段階で、反対派住民を主体とする原告らは、広島県を被告として、埋立免許の差止訴訟（行訴法3条7項）を提起した仮の救済としての仮の差止め（行訴法37条の5第2項）を申し立てたが、広島地裁は却下した（T-1決定）。ただしその際、景観利益を主張する原告らの多くに申立人適格が認められた。

その後、広島県知事は、埋立てについて免許できると判断して国土交通省に認可（公水法47条1項）を申請したが、予想に反して、認可がなされないまま結審した。1審判決（T-2判決）は、原告らのうち「鞆町内に居住する者」に原告適格（行訴法37の4第3項）及び「重大な損害」（行訴法37条の4第1項）を認め、差止訴訟

を適法とした。その上で、行政による調査・検討の不足等を指摘し、知事が本件埋め立て免許を行うことは裁量権の範囲を超える（同条5項）として、原告らの請求を認容した。

1審判決後広島県（及び補助参加した福山市）は控訴したが、一方で県は「鞆地区地域振興住民協議会」を設置し、事業推進派・反対派による意見交換を行った。19回にわたって開催された協議会を経て、県知事は2012年6月25日に福山市長に対して架橋埋立計画断念と、山側トンネル案を含む地域振興案を示した。埋立免許申請の取り下げも予想されたところであるが、2015年8月時点において未だなされず、実質審理がなされないまま事件は控訴審に係属中である。

【表2：鞆の浦世界遺産訴訟裁判例】

	原告（申立人）適格	重大な損害／償うことのできない損害	裁量権逸脱
T-1 決定 (広島地決2008.2.29)	○	×	—
T-2 判決 (広島地判2009.10.1)	○	○	○

「○」=原告（反対派住民等）の主張を認める
「×」=被告（広島県）の主張を認める
「—」=当該争点について判断していない

2. 2つの「景観利益」

上記2つの景観訴訟においては、「景観利益」概念が大きい役割を果たしたが、その意義と機能は各判決において様々に異なる⁹。以下、B-1判決、A-3判決、A-5判決、T-2判決をとりあげ、これらにおける「景観利益」概念を2つの類型（「α型」と「β型」）に分けて検討する。

2. 1 景観利益（α型）：地権者としての利害共同体—互換的利害関係

B-1判決において「景観利益」が問題とされたのは、原告適格の有無の文脈においてであった。前述のように、同判決における中心的な争点は、新建築条例が本件マンションに適用されるか、適用される場合特定行政庁は是正命令権限を行使しなければならないかということだった。この場合、原告たる周辺住民がそのこと（是正命令権限不行使の違法）を行政訴訟で争う資格としての「法律上の利益」（行訴法9条）を有しているかどうか（原告適格）が問われる。これについては、判例上、建築基準法及び新建築条例が、周辺住民の利益を「個々人の個

別利益としても保護」しているかどうかが主に問題になる。

又B-1判決は以下のように述べ、新建築条例によって建築物の高さを制限される「本件高さ制限地区の地権者」についてのみ、景観利益を根拠に原告適格を認めた。

「本件地区のうち高さ制限地区の地権者は、法令等の定め記載のとおり、本件建築条例及び本件地区計画により、それぞれの区分地区ごとに10メートル又は20メートル以上の建築物を建てることができなくなるという規制を受けているところ、これら本件高さ制限地区の地権者は、大学通りの景観を構成する空間の利用者であり、このような景観に関して、上記の高さ規制を守り、自らの財産権制限を受忍することによって、前記のような大学通りの具体的な景観に対する利益を享受するという互換的利害関係を有していること……などを考慮すると、本件建築条例及び建築基準法68条の2は、大学通りという特定の景観の維持を図るといふ公益目的を実現するとともに、本件建築条例によって直接規制を受ける対象者である高さ制限地区地権者の、前記のような内容の大学通りという特定の景観を享受する利益については、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。」

(B-1判決、下線は引用者)

ここでの「景観利益」概念は、(1)「互換的利害関係」という一種の利害共同体的関係に基礎付けられ¹⁰、(2)その淵源は財産権を制限された「地権者」としての地位に求められる¹¹。そして、(3)そのような利害共同体的関係を発生させるのは、本件建築条例（および本件地区計画）という行政法的規制である。

民事訴訟であるA-3判決の場合ではどうか。

「都市景観による付加価値は、自然の山並みや海岸線等といったもともとそこに存在する自然的景観を享受したり、あるいは寺社仏閣のようなもっぱらその所有者の負担のもとに維持されている歴史的建造物による利益を他人が享受するのとは異なり、特定の地域内の地権者らが、地権者相互の十分な理解と結束及び自己犠牲を伴う長期間の継続的な努力によって自ら作り出し、自らこれを享受するところにその特殊性がある。そして、このような都市景観による付加価値¹²を維持するためには、当該地域内の地権者全員が前記の基準を遵守する必要があり、仮に、地権者らのうち1人でもその基準を逸脱した建築物を建築して自己の利益を追求する土地利用に走ったならば、それまで統一的に構成されてきた当該景観は直ちに破壊され、他の全ての地権者らの前記の付加価値が奪われかねないという関係にあるから、当該地域内の地権者らは、自らの財産権の自由な行使を自制する負担を負う反面、他の地権者らに対して、同様の負担を求めることができなくてはならない。」(A-3判決、下線は引用者)

(1)「互換的利害関係」概念こそ使われていないが、利害共同体的性質が強調されていること、(2)それが「地権者」としての地位に由来することは、B-1判決と同様である。ただしここでは、(3)上のような利害共同体的関係は、土地利用の自己規制の継続という「事実」から発生し、民事法上の関係を生み出すものとして理解される。

即ち、(a)特定の地域内において、当該地域内の地権者らによる土地利用の自己規制の継続により、(b)相当の期間、ある特定の人工的な景観が保持され、社会通念

【表3：景観利益の意義と機能】

	訴訟類型	淵源	訴訟において果たされた主な機能
<α型>			
B-1判決	行政訴訟（法定外抗告訴訟）	地権者としての地位	「入場資格」＝原告適格の肯定
A-3判決	民事訴訟	地権者としての地位	「入場資格」＝不法行為法上の保護利益性 「結論を左右」＝違法性の微感
<β型>			
A-5判決	民事訴訟	居住	「入場資格」＝不法行為法上の保護利益性
T-2判決	行政訴訟（差止訴訟）	居住	「入場資格」＝原告適格の肯定

上もその特定の景観が良好なものと認められ、(c) 地権者の所有する土地に付加価値を生み出したという3要件が満たされた場合、民事不法行為法上の法的保護性を有する「景観利益」が生じるものとされているのである。事実として行われた地権者らの不文律的な自己規制（＝いわば慣習法的ルール）から、利害共同体的関係が導き出されているものと見ることができよう。

2. 2 景観利益（β型）：「居住」に基づく景観利益

最高裁によるA-5判決は、「地権者としての利害共同体」に基礎付けられた上記α型の景観利益とは異なる構成を採用した。

「都市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべきである。... そうすると、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下「景観利益」という。）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。」（A-5判決）

ここでの「景観利益」は、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している」という事実のみに支えられ、地権者としての地位と結びつけられてはいない¹³。「利害共同体」的性格とも無関係であり、A-3判決の3要件あるいはそれに類似する要件が要求されることもない。

ではなぜ、「居住」の事実から、近接する景観の享受に対する利益の要保護性が発生するのだろうか。伝統的な「公害により障害を受けない健康利益、日照・眺望のような利益については個人に帰属するが、景観のような利益の侵害は通常は個人に帰属するものではない」として、景観について個別の利益を認めない¹⁴という立場を採用しなかったわけだが、最高裁はその理由を詳述せず、「いとも簡単に」¹⁵景観利益が「法律上保護に値する」ことを認めたのである¹⁶。

他方、同判決は、「景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されているものということができる」として、景観形成に関する立法・行政過程の第一次性を強調する。

景観利益の侵害が不法行為となるのは、

「少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当」（A-5判決）

という、例外的な場合に止まるのである。「景観利益」概念の外延が広がる一方、その内実はごく弱いものになっている¹⁷。

さて、そもそも「景観利益」は、生命・身体・健康のように、全ての市民に無条件で備わる利益ではなく、特定の空間に関わって具体的に形成されてきた関係に基づくものであろう。それを建築主の財産的利益に対抗させようとするのであれば、原告らが当該「景観利益」をいかなる根拠により「取得」したか、その正当性が問われざるを得ない。3要件を要求し、地権者の自己犠牲・努力といった「景観共同形成型」¹⁸の特質を重視して利害共同体的性格を肯定したA-3判決の苦心の構成は、このような問題意識に基づくものだったろう。これに対して、一方的な「享受」のみによって成立し、景観形成のありようについて無頓着なA-5判決の「景観利益」は、必然的に「抽象的、一般的に弱い法益」¹⁹にならざるをえない。

竊の浦世界遺産訴訟に関するT-2判決は、上の「景観利益」概念を基本的に継承した上で、それを行政訴訟の原告適格の根拠づけに利用する。

同判決は、A-5判決を引用し、「竊の景観」に「近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者」の景観利益は、私法上の保護に値するとした上で、その上で、(i) 公水法上の利害関係人（公水法3条3項）の規定や、(ii) 関係法令（行訴法9条2項）としての瀬戸内海環境保全特別措置法上の国・県の計画などを参照し、さらに、(iii) 竊の景観の価値・回復困難性といった被侵害利益の性質並びにその侵害の程度（行訴法9条2項）を総合勘案して、「公水法及びその関連法規は、法的保護に値する、竊の景観を享受する利益をも個別的利益として保護する趣旨を含む」とする。同じ原告適格判断においてB-1判決が依拠した「互換的利害関係」概念は顧みられない²⁰。

しかし、A-5判決と比較して、T-2判決には1つの転換がある。上述したように、A-5判決における景観利益

は、近接地域における居住と良好な景観の享受という事実に基づいて、あくまで「個人」に認められるものであった。T-2判決もまた、原告適格判断に関する判例の枠組と行訴法9条2項の定めに従い、行政処分（埋立免許）の根拠法令（公有水面埋立法）およびその関連法令が、原告の利益（鞆の景観を享受する利益）を「個々人の個別的利益としても保護」しているかどうかに着目し、それを肯定する。しかしその上で、その個別的利益が認められる具体的な空間的範囲については、「鞆の景観」を構成する各要素と原告の居住地との位置関係を検証したり、「鞆の景観」から各原告が受ける便益を具体的に特定したりする作業は行わず、「鞆町は比較的狭い範囲で成り立っている行政区画であり、その中心に本件湾が存在する」として、鞆町居住者全てに原告適格を認めるのである²¹。行政法的に設定された面的な空間範囲がここで登場する。個々人に認められる私法的景観利益から出発して、行政法規を媒介とした上で、面的空間範囲におけるその享受を認めるという思考をここに見出すことができるだろう。

2. 3 2つの「景観利益」の機能

最後に、2つの「景観利益」概念が、訴訟において営んでいる機能の多様性について見ておこう。原告が主張する実質的争点について裁判所が判断を下すために必要とされる、いわば「入場資格」を認めるために「景観利益」概念が使われる場合と、同概念が本案判決の「結論を大きく左右」する場合—これらの表現は法的にはおよそ厳密でないが—とを区別することができる。

α 型の景観利益を導入したB-1判決において同概念が営んだ機能は、明らかに「入場資格」に特化している。「景観利益」は原告適格の根拠とされ、法定外抗告訴訟の適法性を基礎づける（不適法却下されない）こととなった。他方、本案判断では、既存不適格該当性のみがもたらば争点となり、「景観利益」はもはや登場しない。

同じく α 型をとるA-3判決の場合、「景観利益」概念は、「入場資格」にとどまらず、概念自体が民事差止請求権を根拠づけるべき役割を担い、結論を左右する。 α 型の「景観利益」として、上の3要件という比較的厳しい成立条件が要求される一方で、成立が認められた場合は、それに対する侵害には違法性の徴憑が認められ、原告の請求の認容に大きくつながるといって強い法的効果を有するのである。ただし同判決は、それに加えて総合考慮的

な受忍限度判断も行っている。そこでは近隣住民との交渉過程の具体的事情に即して、M社側の事前認識や対応、被害回避可能性などが詳細に認定されていることも見逃すことはできない。結論をより大きく左右したのがどちらであるかは難しいところであろう²²。

これに対してA-5判決における β 型の景観利益の機能は、ほぼ「入場資格」にとどまる。立法・行政過程の第一次性を強調する同判決においては、前述のように、「抽象的、一般的に弱い法益」としての役割しか果たさない。

T-2判決については見解が分かれるが、筆者は、同判決における β 型の「景観利益」概念の主要な機能は、「入場資格」を認めることにあって、「結論」との関係では、公共事業計画の合理性コントロールの視点を導く役割しか与えられていないのではないかと考えている。同判決は事業計画が「国土利用上適正且合理的」（公水法第4条第1項第1号）であることを否定したため、その点が肯定された場合に次の問題として浮上することになる事業の公益性と景観利益との比較衡量という観点（参照、公水法第4条第1項第2号・第3号）は、登場しないのである²³。

このように、景観利益概念が訴訟上「入場資格」としての機能にとどまるか、「結論」を大きく左右するかという点は、 α 型と β 型の相違とも、行政訴訟と民事訴訟の相違とも必ずしも直結せず、訴訟の文脈や結論の内容自体にも大きく左右されている。

3. むすびに替えて

以上本稿は、国立市マンション訴訟と鞆の浦世界遺産訴訟という2つの景観訴訟を取り上げ、そこでの景観利益概念を「 α 型」と「 β 型」に分けて意義の相違を分析した上で、同概念が果たす機能について、「入場資格」に止まるかどうかという観点から分析してきた。

紙数がとうに尽きたため論点提示に止まるが、もう一言付言したい。その機能が「入場資格」に止まる場合であっても、「景観利益」概念の意義は単なる技術的概念にとどまるものではない。個人的利益にも抽象的な「公益」にも還元し尽されない中間的な存在としての集団的・集合的利益をどのように位置付けるかという問題²⁴、そこにおいて「共同体」や「秩序」の存在を観念するか、そのような共同性の形成を実定法規範に排他的に委ねるのか社会的事実から形成される余地を認めるのか²⁵と

いう、法律学にとっての基本的問題につながる要素がそこには伏在しているのである。

【注】

1. 特に角松 (2013) 「『景観利益』概念の位相」新世代法政策学研究 第 20 号 273-306 頁とは重なる点が多い。
2. 以下、同訴訟に関する裁判例については、表 1 (23 頁) の記号で示す。
3. 2004 年改正前の行政事件訴訟法 (以下「行訴法」) が適用されるため、行政主体としての東京都ではなく特定行政庁が被告とされている。
4. 現行行訴法では義務づけ訴訟 (3 条 6 項) にあたると改定前は同法 3 条に定める法定訴訟類型にあたらぬ、いわゆる法定外抗告訴訟として扱われた。なお、B-1 判決は、是正命令を「義務づけ」たのではなく、「是正命令権限を行使しないことが違法であることを確認」したものである。
5. この他に、M 社は国立市及び市長を相手取って、本件地区計画・建築条例の無効確認・取消および損害賠償を求める訴訟、その訴訟の事後処理としての住民訴訟があるが、本稿では省略する。
6. 以下、同訴訟に関する裁判例については、表 2 (24 頁) の記号で示す。
7. 事業者としての広島県・福山市が、免許庁としての広島県知事に申立てるといった法的仕組みがとられている。
8. 木造船の船底の乾燥や船の修理に使われていた場所
9. 表 3 (25 頁) にこの点をまとめた。
10. 「その景観を構成する空間の利用者の誰かが、景観を維持するためのルールを守らなければ、当該景観は直ちに破壊される可能性が高く、その景観を構成する空間の利用者全員が相互にその景観を維持・尊重し合う関係に立たない限り、景観の利益は継続的に享受することができない」「景観は、景観を構成する空間を現に利用している者全員が遵守して初めてその維持が可能になるのであって、景観には、景観を構成する空間利用者の共同意識に強く依存せざるを得ない」といった景観の特質が強調される。
11. ただし、これら地権者が同時に「大学通りの景観を構成する空間の利用者」であることも指摘されている。ここにいう「利用」とは、「(建築物を主要な要素とするある特定の景観) を構成している空間内に居住する者や建築物を有する者などのその空間の利用者」によるものを指し、「居住」も含まれる一方で、「通りすがりの人」による「享受」とは区別されている。
12. 吉田克己は、本判決における「付加価値」=「地価上昇」と理解する場合、「高さ規制による地価上昇を想定するのは、少なくとも日本の土地市場を前提とすれば、現実無視と批判されてもやむをえない」として、土地所有権を媒介項にした「景観利益」構成を批判する (吉田 (2003) 「『景観利益』の法的保護」判タ 1120 号 67 頁、70 頁)。しかし、当該事案においてはさておき、当該土地の場所や経済的地位次第で、規制による地価が上昇の可能性は、一般論としては存在する。また、例えば、「隣人乙の活動が甲の所有地に外部性をもたらす、当該土地の用途 A に関する利用可能性が減少するが、用途 B に関する利用可能性は増大し、結果として、それら利用可能性の総体が反映されたものとしての地価は上昇する」という状況を想定しよう (使用価値と交換価値の区別に触れるものとして、富井利安 (2004) 「国立高層マンション景観侵害事件」『環境法判例百選 (初版)』163 頁)。この場合、「地価が上昇した以上、用途 A に関する利用可能性の減少を理由として、甲の所有権を根拠に乙の活動の差止めを認めることはカテゴリー的に許されない」とは直ちに言えないだろう。A-3 判決のような、「ある規制によって用途 A に関する利用可能性は上昇している」という場合も、所有権に基づくものとして用途 A に特化した利用可能性の法的保護を顧念することも (「付加価値」という語の妥当性は別として)、差止めに関する限り、ありえなくはないと思われる。なお、板垣 (2010) 「良好な景観の恵沢を享受する利益は法律上保護されるか」法学協会雑誌 127 巻 12 号 2124-2159 頁、2153 頁注 (20) は、損失補償のアナロジーを用い、付加価値はあくまで地価を基準とすべきだとする。なるほど不法行為による損害賠償については損失補償のアナロジーが可能かもしれない。しかし、(不法行為的構成を取ってはいるが) 差止めが問題になる状況では、同様の議論は必ずしも妥当しないのではないか (なお、上記の「所有権に由来する特定用途にかかる利用可能性」は、「人格的利益」や「精神的損失」と重なる場合もあるが、必ずしも一致しないと考えられる)。(付記: 本脚注について、根本尚徳氏 (北海道大学) の教示を受けたが、文責はもちろん筆者にある。)
13. 最高裁調査官による解説は、「その性質を人格的な利益と位置付けているのではないかと述べる (高橋謙 (2009) 「平成 18 年度最高裁判所判例解説」447 頁)
14. 大塚直 (2006) 「国立景観訴訟最高裁判決の意義と課題」ジュリスト 1323 号 70-81 頁、73 頁 (大塚自身の立場ではない)
15. 大塚・注 (14) 76 頁
16. なお、前掲の調査官評釈は、「良好な景観に近接する地域内に居住する者であれば、当該居住場所から直接に景観を享受することができないとしても、その享受主体であることを否定されるものではない」として、特定地点からの眺望と、一定の面的広がりを持った景観とを区別する。高橋・注 (13) 447 頁
17. 角松 (2013) 「地域居住者の『景観利益』」地方自治判例百選 (第 4 版) 74 頁
18. 吉田・注 (12) 69 頁
19. 淡路剛久 (2009) 「民法 709 条の法益侵害と最近の三つの最高裁判例 (下)」法曹時報 61 巻 7 号 2174 頁
20. 逆説的にも、同訴訟では被告側が、同概念や A-3 判決の 3 要件を援用して、原告適格否定論の根拠としている。角松 (2011) 「輦の浦世界遺産訴訟」環境法判例百選 (第 2 版) 178-179 頁、178 頁
21. その理由が十分説明されているとは言えないが、保護利益の「判定」と「画定」を区別 (神橋一彦 (2006) 「取消訴訟における原告適格判断の枠組みについて」立教法学 71 号 14 頁) した上で、後者には、社会通念上合理的と思われる緩やかな範囲設定を行ったという理解も可能であろう (角松・注 (20) 179 頁)
22. 参照、角松 (2003) 「地域空間における『景観利益』」地域政策 No.9 28-33 頁、32 頁
23. 詳しくは角松・注 (1) 284-285 頁。
24. 参照、特集「公法と私法における集团的・集合的利益論の可能性」民商法雑誌 148 巻 6 号 (2013 年) 492-670
25. 注 (24) における互理格論文 (513 頁以下)・仲野武志論文 (551 頁以下) 及び座談会 (640 頁以下) 参照。